

第二次坂井市総合計画

輝く未来へ…

みんなで創る希望のまち

～子どもたちの夢を育む“ふるさと”を目指して～

2020-2029



福井県坂井市





第二次坂井市総合計画の策定にあたって

このたび、本市の新たなまちづくりの指針となる「第二次坂井市総合計画」を策定いたしました。

平成20年3月に坂井市総合計画を策定し、4町の融和を図りながら、市民相互の「心」の結びつきを大切に、「協働によるまちづくり」を基本として、誰もが「笑顔」であり続けられる「ふるさと坂井」の実現に向け、様々な施策に取り組んでまいりました。

今後、本格化する人口減少社会の到来と少子高齢化の進展、過去に類を見ない規模の自然災害の発生、高度情報化社会の急速な進展、経済雇用環境やその形態の変化など、社会情勢が目まぐるしく変化する中においても、市民が「住みよさ」を実感でき、持続可能なまちを実現するためには、行政、市民、まちづくりに関わる多様な主体がともに考え、行動し、地域の価値を高めていくことが重要であると考えております。

本計画においては、まちづくりの基本は「ひと」とであるという姿勢のもと、「輝く未来へ…みんなで創る希望のまち ～子どもたちの夢を育む“ふるさと”を目指して～」を将来像として掲げ、施策の実行には「ひと」を育てる視点、「住みよさ」を高める視点、「多様性」を活かして発展していく視点の3つの視点を設け、市民や関係機関と手を携えながら一丸となって、一步一步着実に取り組んでいきたいと考えております。そして、本市で暮らし、学び、働く人々がそれぞれ夢と希望を抱くことができ、すべての人が個性を発揮できる未来志向のまちづくりの実現に向けて、鋭意努力を続けてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、多数の貴重なご意見をいただきました市民の皆さまをはじめ、熱心にご審議をいただきました坂井市総合計画審議会委員並びに市議会議員の皆さまに、心から感謝を申し上げます。

令和2年3月

坂井市長 坂本憲男

第二次坂井市総合計画

目 次

第1部 序論	1
第1章 計画策定の方針	2
1-1 計画目的と役割	2
1-2 計画の構成と期間	3
第2章 計画策定の背景	4
2-1 社会動向	4
2-2 坂井市の現状	8
2-3 市民満足度調査からみる市民意識	11
2-4 坂井市総合計画に必要な視点	13
第2部 基本構想	15
第1章 坂井市の将来像	16
1-1 将来像	16
1-2 将来人口	17
第2章 施策の大綱	18
2-1 6つの施策について	19
2-2 時代の変化に対応した各施策分野の連携	22
第3章 地域づくりの基本方針	24
第3部 基本計画	27
第1章 みんなで未来につなぐまちづくり	28
1-1 誰もが暮らしやすい共生社会の推進	28
1-2 多様な主体と連携した協働のまちづくりの推進	30
1-3 国際・都市間交流の推進	32
1-4 関係人口の拡大と住みよさの実感	34
1-5 効率的な行財政運営の推進	36
第2章 互いに思いやり支え合うまちづくり	38
2-1 地域福祉の充実	38
2-2 児童福祉の充実	40
2-3 高齢者福祉の充実	42
2-4 障がい者福祉の充実	44
2-5 健康づくりの推進	46
2-6 地域医療体制の充実	48
2-7 社会保障制度の安定的な運営	50

第3章 学ぶ意欲を支えるまちづくり	52
3-1 学校教育の充実	52
3-2 社会教育・生涯学習の充実	54
3-3 歴史・文化・芸術の伝承と振興	56
3-4 生涯スポーツの振興	58
第4章 自然と共生できるまちづくり	60
4-1 自然環境の保全と共生	60
4-2 循環型社会の構築	62
4-3 生活環境の保全と充実	64
4-4 美しい景観資源の活用	66
第5章 地域資源を活かし活力に満ちたまちづくり	68
5-1 農林水産業の振興	68
5-2 商工業の振興	70
5-3 観光の振興	72
5-4 働く環境の充実	74
第6章 安全で快適な暮らしを支えるまちづくり	76
6-1 災害に強いまちづくりの推進	76
6-2 安全・安心対策の充実	78
6-3 住環境の整備	80
6-4 安定した水の供給と良好な水環境の維持	82
6-5 暮らしを支える道路網の整備	84
6-6 地域公共交通と広域ネットワーク拠点の充実	86
6-7 情報ネットワーク社会の構築	88
資料編	91
1. 諮問および答申	92
2. 策定体制	95
3. 策定経過	97
4. 第二次坂井市総合計画とSDGsとの関係	99
5. 用語集	104

「※」は、用語集に記載の用語を示します。

第1部 序論

第1章 計画策定の方針

1-1 計画目的と役割

坂井市は、平成18年（2006年）3月20日に、三国町、丸岡町、春江町、坂井町の旧4町が合併し、現在の姿となりました。本市では、平成20年度（2008年度）を初年度とする坂井市総合計画を策定し、まちづくりの基本は「人」とであるという姿勢のもと、次世代を担う子どもたちの夢を育む故郷（ふるさと）となることを目指して市勢の発展に努めてきました。今後においても、将来を見据え、坂井市で暮らし、学び、働く人々がそれぞれ夢と希望を抱くことができ、すべての人が個性を發揮できる未来志向のまちづくりに向かって、全市民の力を結集して取り組むことが必要です。

しかし、我が国は本格的な人口減少社会に突入するとともに、社会を取り巻く状況は急速に変化を続けています。本市においても、人口減少や少子高齢化の急速な進展と、それに伴う税収の減少、異常気象や災害の発生、地元企業の人手不足など、行政だけでは解決できない問題が顕在化しています。

本計画期間には、北陸新幹線福井・敦賀開業など本市にとって様々な転機が訪れます。地域資源を最大限に活用し、地域全体の魅力をさらに伸ばしていくことは、本市が大きく飛躍する新たな契機となります。また、社会動向の変化に対応し、市民が住み慣れた地域で、いつまでも暮らしやすい坂井市を創造していく必要があります。

これらの状況を踏まえ、人口減少、少子高齢化の社会であっても、持続可能なまちづくりの実現を目指し、「総合計画」と「地方版総合戦略」を一体的に策定します。また、これまで培ってきた市民と行政による協働のまちづくりを発展させ、今後10年間を見据えた本市が目指す「まちの姿」を描き、これを実現していくためのまちづくりの基本方針を明らかにすることを目的として、「第二次坂井市総合計画」を策定します。



坂井市全景

1-2 計画の構成と期間

第二次坂井市総合計画は、「基本構想」、「基本計画」によって構成し、具体的な取り組みにあっては「坂井市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、総合戦略という。）」に基づいて推進していきます。

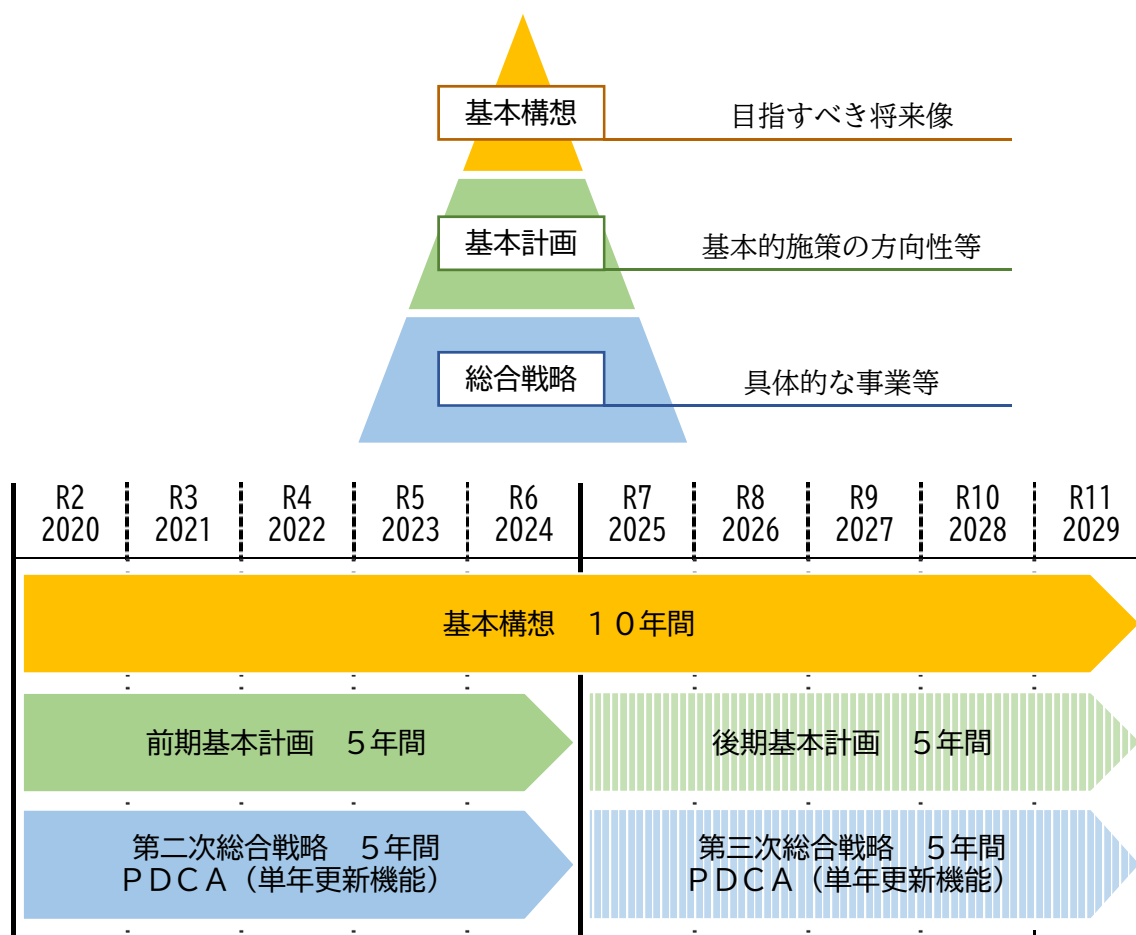
「基本構想」は、坂井市が目指すべき将来像を明らかにするとともに、それを実現するための施策の大綱を定めるもので、令和2年度（2020年度）を初年度とする令和11年度（2029年度）までの10年間の計画期間とします。

「基本計画」は、「基本構想」で定めた施策の大綱に基づき、その目標達成のために必要な基本的施策の方向性や大きな数値目標を総合的かつ計画的に定めるもので、令和6年度（2024年度）までの5年間の前期とします。

「総合戦略」は、「基本計画」で定めた基本的施策の方向や、その目標達成のために必要な具体的な事業やKPI（重要業績評価指標）を定めるもので、令和6年度（2024年度）までとし、毎年検証を行い必要に応じて更新することを可能とします。

また、総合計画は市の最上位計画であるため、各分野の個別計画は総合計画との整合を図りながら策定します。

第二次坂井市総合計画の構成



第2章 計画策定の背景

2-1 社会動向

(1) 人口減少社会の到来と少子高齢化の進展

我が国の人口は、平成20年（2008年）をピークに減少に転じ、国立社会保障・人口問題研究所（※1）の将来推計人口によると、令和35年（2053年）には1億人を割り込むなど、長期的に減少していくことが予想されています。

我が国では、男女とも非婚化、晩婚化が進行しています。平成27年（2015年）の未婚率は35～39歳の男性は35.0%、35～39歳の女性は23.9%となっており、男女別平均初婚年齢は、平成29年（2017年）には男性が31.1歳、女性が29.4歳となっています。

出生数は、昭和50年代から減少傾向に転じ、平成28年（2016年）には、統計史上はじめて、100万人を下回りました。合計特殊出生率は、平成28年（2016年）には1.44で、依然として、人口置換水準（※2）の2.07とは乖離があり、さらには女性の人口も減少していくため、出生数の大幅な増加は見込めない状況です。

人口構成も変化し、65歳以上の高齢者人口が平成9年（1997年）には15歳未満の年少人口の割合を上回るようになり、平成29年（2017年）には3,515万人、全人口に占める割合は27.7%と、増加しています。一方で、15歳から64歳の生産年齢人口については、平成29年（2017年）の7,596万人（総人口に占める割合は60.0%）が令和22年（2040年）には5,978万人（53.9%）に減少すると推計されています。

このような少子高齢化の進展、生産年齢人口の減少により、労働力や消費活動が縮小することで経済活動が停滞し、税収の減少と社会保障費の増大などにより、財政状況が厳しくなることが予想されます。

また、地域における担い手の減少は、建物・宅地や農地、山林などの不十分な管理や未利用地の増加といった課題を顕在化させつつある一方、発生した空き家や空き地を地域資源と捉え、地域の賑わい創出への有効活用を図るなど豊かで快適な生活空間や交流活性化を促進する取り組みが進められています。

今後は、人口減少社会にあっても、地域経済の活力を維持・向上させ、市民が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりが求められています。

(2) 安全・安心に対する意識の高まり

平成23年(2011年)3月の東日本大震災や平成28年(2016年)4月の熊本地震は、これまでの想定を上回る規模の被害をもたらしました。また、毎年のように全国各地で台風や集中豪雨などによる気象災害が発生しており、本市においても平成30年(2018年)2月の大雪被害により市民の防災や減災に対する意識は高まっています。

また、交通事故・振り込め詐欺・ストーカー・連れ去りなど、子ども・高齢者・女性などが巻き込まれる犯罪が発生し、地域では子育て世帯や一人暮らし高齢者の孤立化、ひきこもり、経済格差の広がりによる貧困などの問題もあり、災害や治安の低下などの社会的不安につながっています。

このように、自然災害はもとより日常の暮らしの中にあっても不安が増大しているため、市民の防犯や交通安全に対する意識を高めるとともに、安全で安心な暮らしを確保していくことが求められています。

(3) 地球環境問題への対応

世界人口は70億人を突破し、令和32年(2050年)には97億人に達すると予測されています。人間の産業活動等に伴う地球環境への負荷はますます増大し、人類の生存基盤である地球環境は存続の危機に瀕しています。

こうした危機感を背景に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)(※3)においては、令和2年(2020年)以降の地球温暖化対策の世界的枠組みが採択されたパリ協定(※4)を受け、地球温暖化や生態系の破壊など地球環境問題への対応として、国は、温室効果ガスの新たな削減目標(平成25年度(2013年度)比で令和12年度(2030年度)に26%減)を掲げています。また、都市の緑化に求められる機能の多様化や自然と共生する世界の実現を目指した生物多様性条約に基づく世界目標が示されました。

このような中、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会からごみ減量や再資源化等を通じた循環型社会への転換、再生可能エネルギーの導入拡大や省エネルギーの推進による低炭素社会の実現など、自然と共生する持続可能な社会の構築が求められています。

(4) 高度情報化社会の進展

インターネットをはじめとする情報通信技術は、飛躍的な進歩を見せ、生活の利便性の向上や産業の生産性の向上に大きく寄与しており、私たちの日常生活や経済活動において大きな影響を与えています。

さらに、「IoT」(※5)や「AI」(※6)、「ロボット」などの技術革新は、生産、販売、消費といった経済活動に加え、健康、医療、公共サービス等の幅広い分野や、人々の働き方、ライフスタイルにも大きな影響を及ぼすことが見込まれ、その変化への対応が求められています。特に、国は第5期科学技術基本計画において、自ら大きな変化を起こし、大変革時代を先導していくため、新しい価値やサービスが次々と創出される「超スマート社会」(※7)を世界に先駆けて実現するための一連の取り組みを「Society 5.0」(※8)として強力に推進しています。

一方で、ICT(※9)を使いこなせる人とそうでない人との間に生じる情報格差の解消や、コンピュータウィルス等による情報漏えいのリスクに備えたセキュリティ対策など様々な課題も生じています。情報通信技術の有効活用と合わせて、誰もが便利で安心して利用できる環境づくりが求められています。

(5) 経済・雇用環境の変化

我が国の経済は、平成20年(2008年)の世界的な金融危機以降、緩やかな回復基調を維持しつつあるものの、企業の設備投資や個人消費は力強さに欠けている状況です。

雇用環境の面では、全体として失業率、求人倍率の改善が顕著であるものの、生産年齢人口の減少や団塊の世代の定年退職等による後継者・人手不足の影響が大きく、経済の持続的な成長に向けて、労働力の確保は大きな課題の一つとなっています。

そのため、労働における生産性の向上はもとより、女性や高齢者を含め、就労を希望する方が活躍できるように、多様な働き方を可能とする環境整備が求められています。

さらに、我が国で働く外国人労働者数は、平成30年(2018年)10月末で、約146万人となっており、新たな外国人材受け入れのための在留資格の創設により、一層の増加が見込まれます。地域が持続的に発展するためには、年齢、性別、国籍、障がいの有無や価値観の違いなど多様性を認め合いながら、一人ひとりがその力を最大限に発揮できる環境づくりが重要です。

(6) グローバル社会の進展

情報通信技術の進展、交通手段の発達により、人や物、情報、資金の流れは国や地域の枠を超え、世界規模へと拡大しています。経済活動においてもグローバル化の進展により、国・地域間の競争は激しさを増しています。

近年の世界経済の持続的な回復やアジア諸国の経済発展による所得の向上により、特に近隣諸国・地域において、自国から外国への旅行者（アウトバウンド）が大きく増加する中、政府においては観光を我が国の成長戦略の柱、地方創生の切り札と位置付け、ビザの戦略的な緩和、外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充など様々な取り組みを矢継ぎ早に実行してきました。これにより、5年前と比較すると、訪日外国人旅行者（インバウンド）数は平成24年（2012年）の836万人から平成30年（2018年）は3,119万人と3.7倍、訪日外国人旅行消費額は平成24年（2012年）の1兆846億円から平成30年（2018年）は4兆5,189億円と4.2倍となっています。

それぞれの地域において、国内市場のみに目を向けるのではなく、アジアの発展を積極的に取り込み、世界で評価され得る固有の文化を発信するなど、グローバル化する「ひと」・「もの」・「情報」の流れを意識しつつ、地理的条件や地域特性などの強みを活かした独創的な生き残り策を講じていくことが求められています。

(7) 地方創生と効率的な行財政運営

国においては、平成26年（2014年）には、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少や東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことを目的に「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、目指すべき将来の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及びこれを実現するための目標や施策等を提示する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

地方においても、「地方人口ビジョン」や「地方版総合戦略」が策定され、産学官等が連携して、地域の特性を活かした実効性の高い取り組みを推進することで、人口減少のスピードを抑制し、地域経済を持続的に発展させていくことが求められています。さらに、まち・ひと・しごと創生基本方針2017（平成29年6月9日閣議決定）では、「地方公共団体における持続可能な開発目標（SDGs）の推進」が盛り込まれ、地方公共団体におけるSDGs（※10）の達成に向けた取り組みも始まっています。

また、社会資本に目を向けると、高度経済成長期に整備したものが多く、完成から長期間が経過し、老朽化した施設などが更新時期を迎えます。これまでも、計画的な更新に取り組んできましたが、今後、修繕や更新にかかる費用が財政の大きな負担となることが懸念されています。

今後は、人口減少社会にあわせた効率的な行財政運営を通じた歳出抑制と、公共施設等の適正配置などに取り組み、持続可能な行政サービスを提供することが求められています。

2-2 坂井市の現状

(1) 位置及び地勢

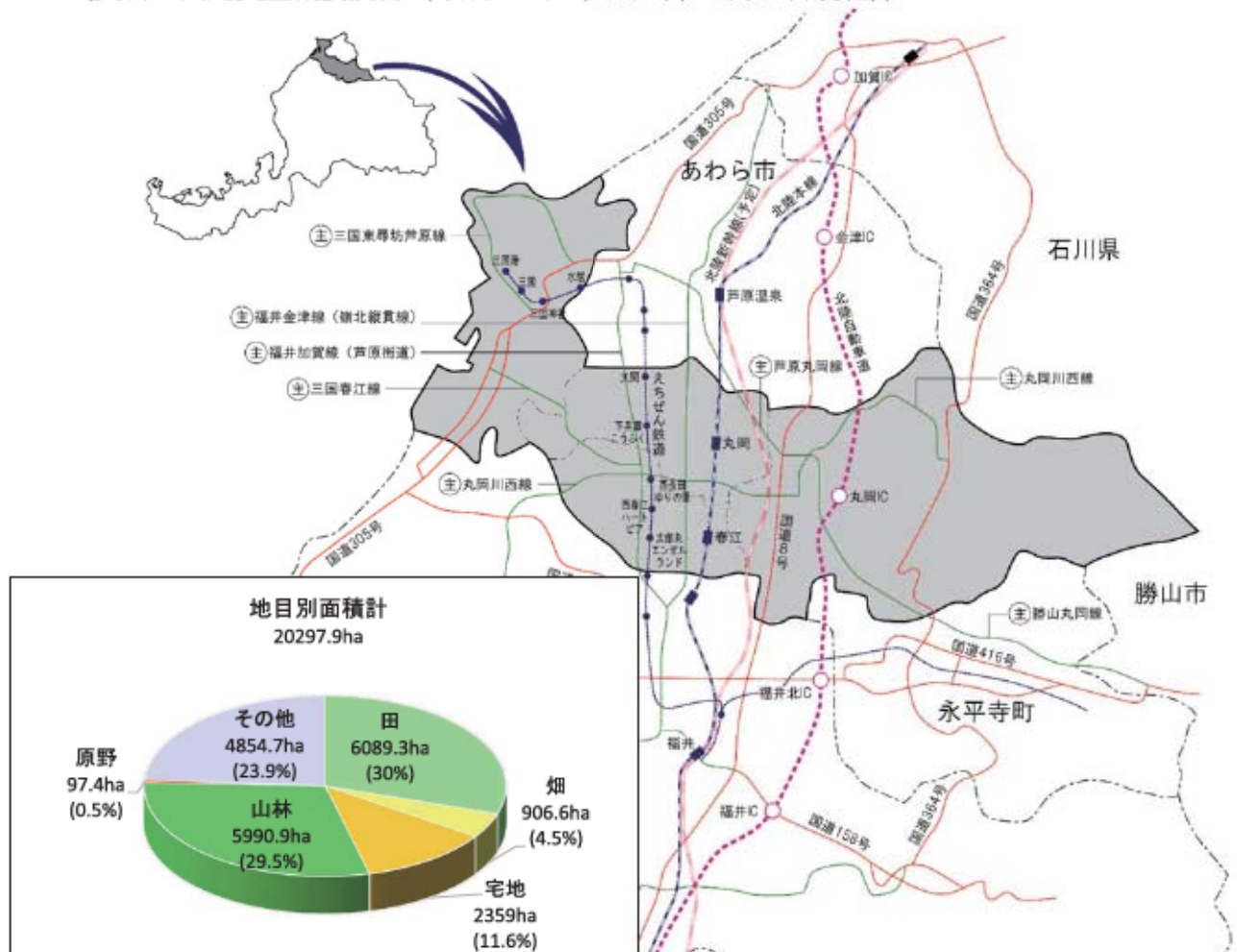
坂井市は、福井県の北部に位置し、南北約17km、東西約32kmにおよぶ東西に長い行政区域で、総面積は約210㎢です。西は日本海に面し、東は勝山市、北はあわら市及び石川県、南は福井市及び永平寺町に接しています。

坂井市の南部を九頭竜川が、東部の森林地域を源流とする竹田川が北部を流れ、西部で合流して日本海に注ぎ込んでいます。中部には福井県随一の穀倉地帯である広大な坂井平野が広がり、西部には砂丘地及び丘陵地が広がっています。

土地利用を地目別にみると、田畑が約34.5%、山林が約29.5%を占めており、豊かな自然環境に包まれています。

道路網は、東部に北陸自動車道・丸岡インターチェンジや一般国道364号、西部に一般国道305号、中部に一般国道8号、主要地方道福井金津線（嶺北縦貫線）及び主要地方道福井加賀線（芦原街道）が走るなど、主要な基幹道路は南北方向を中心に発達しています。また、鉄道網も坂井市の中央を南北に走り、JR北陸本線が2駅、えちぜん鉄道三国芦原線が9駅設置されています。

（資料：固定資産概要調書（平成29年（2017年）1月1日現在））



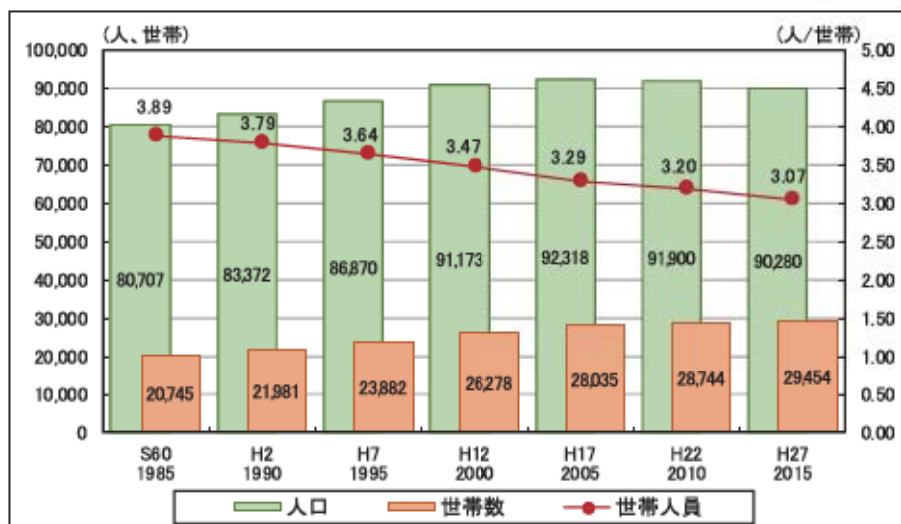
(2) 人口・世帯

①人口・世帯数の推移

平成27年(2015年)10月1日現在の人口は90,280人で、福井県全体786,740人の11.5%を占め、福井県第2位の人口規模となります。平成17年(2005年)までは一貫した増加傾向にありましたが、近年は減少傾向にあります。

世帯数は29,454世帯で、福井県全体279,687世帯の約10.5%を占めています。経年的には増加傾向にありますが、その伸びは鈍化しつつあります。

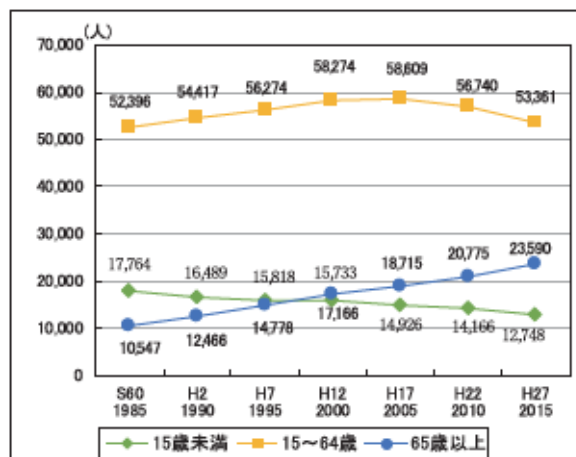
世帯人員は3.07人/世帯で、福井県の平均2.75人/世帯を上回っていますが、一貫した減少傾向にあり、少子化や世帯分離が進展している状況が伺われます。



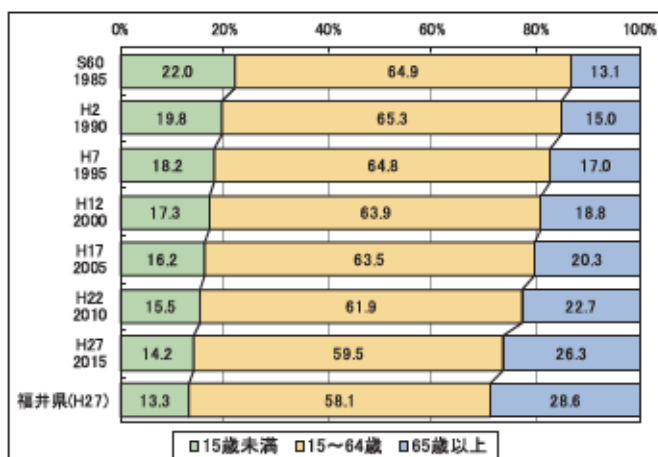
人口・世帯数の推移 (資料：国勢調査)

②年齢階層別人口構成比

平成27年(2015年)における年少人口(15歳未満)は12,748人(14.2%)で、福井県平均の13.3%を上回っていますが、減少傾向にあります。老年人口(65歳以上)は23,590人(26.3%)で、福井県平均の28.6%を下回っていますが、一貫した増加傾向にあり、平成12年(2000年)以降は年少人口と老年人口の数が逆転しています。

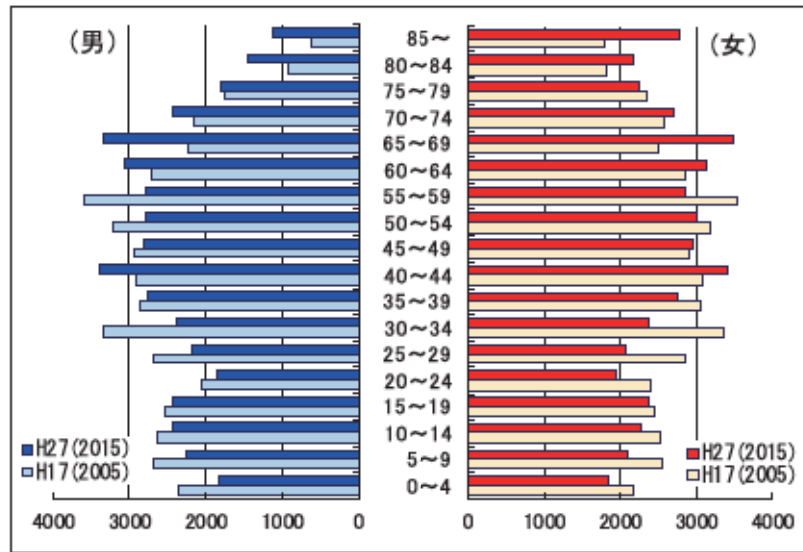


年齢階層別人口の推移



年齢階層別人口構成比の推移

(資料：国勢調査)



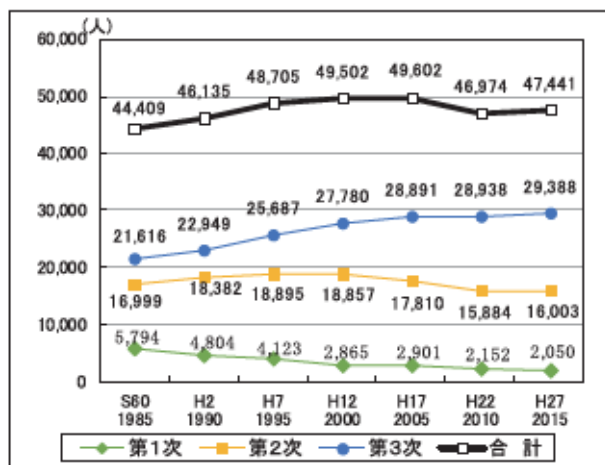
人口ピラミッドの推移 (資料：国勢調査)

③産業別就業者数

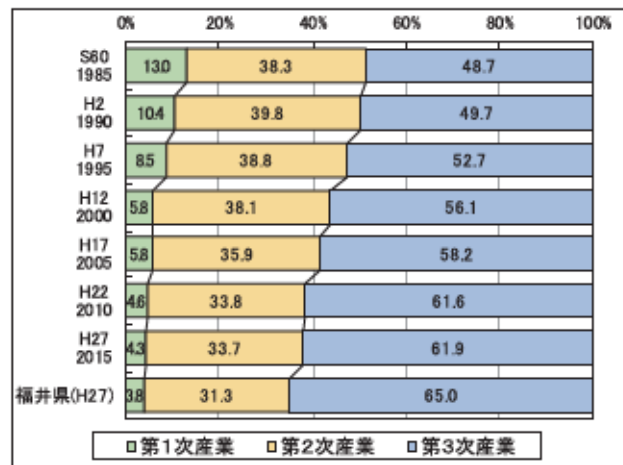
平成 27 年（2015 年）の就業人口は 47,441 人で、総人口の 52.5%となっています。第 1 次及び第 2 次産業の就業人口は、平成 17 年（2005 年）から 22 年（2010 年）にかけて大きく減少し、第 3 次産業は微増傾向にあります。

福井県全体と比較すると、第 1 次及び第 2 次産業に占める割合がやや高く、第 3 次産業の占める割合がやや低くなっています。

経年的には、第 1 次産業が減少し、第 3 次産業が増加する傾向にあり、第 3 次産業の割合が高くなっています。



産業別就業人口の推移



産業別就業人口構成比の推移

(資料：国勢調査)

2-3 市民満足度調査からみる市民意識

本計画策定にあたっては、平成30年（2018年）に市民満足度調査を実施しました。その主な結果は次のとおりです。

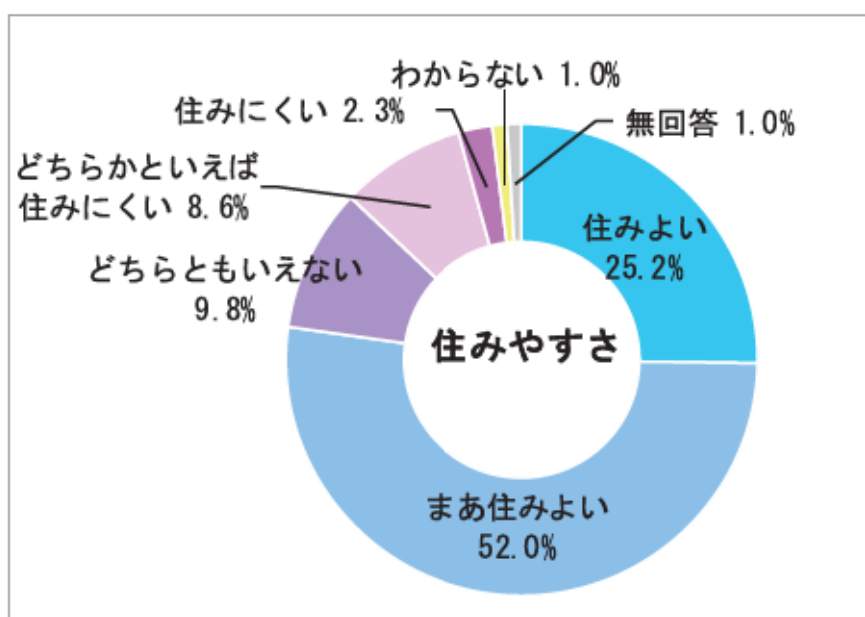
（1）調査の概要

調査対象	坂井市内に在住する18歳以上の市民5,000人を無作為抽出
調査方法	郵送による配布・回収
調査基準日	平成30年（2018年）10月1日
調査期間	平成30年（2018年）11月13日から11月30日まで
回収率	有効回答数 1,981件 回収率 39.6%

（2）主な結果のまとめ

①住みやすさについて

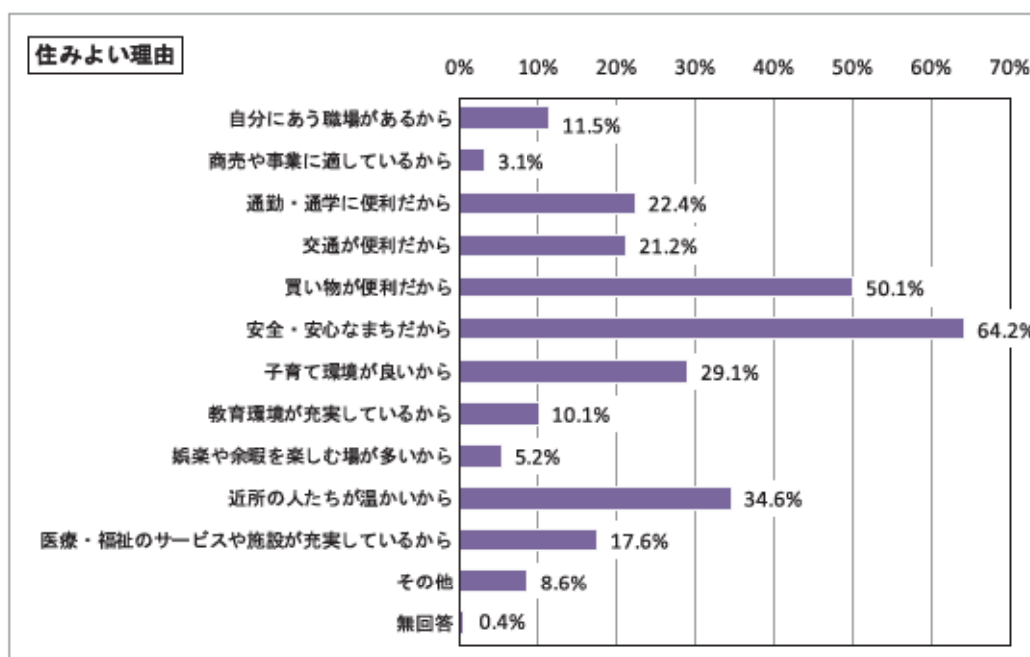
市民は、坂井市の住みやすさについて、77.2%が「住みよい」と回答しています（「住みよい」と「まあ住みよい」の合計）。一方、10.9%が「住みにくい」と回答しています（「どちらかといえば住みにくい」と「住みにくい」の合計）。



（回答者数 1,981人）

②坂井市が住みよい理由について

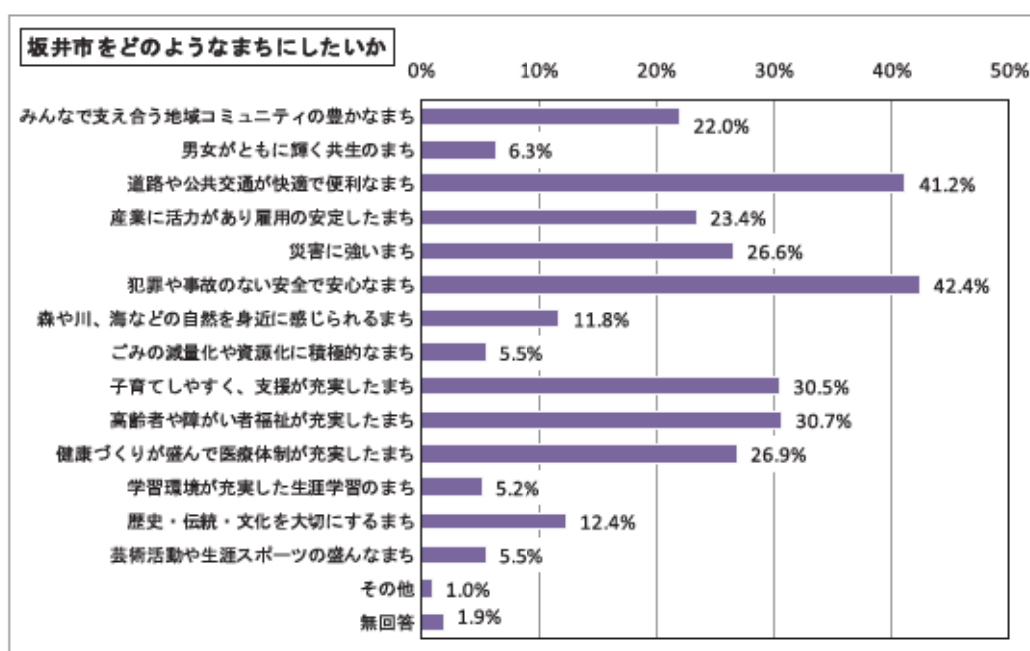
「住みよい」と「まあ住みよい」の回答者に住みよい理由を尋ねたところ（3つまで選択）、「安全・安心なまちだから」が64.2%で最も高く、次いで「買い物が便利だから」が50.1%となっています。



(回答者数 1,530 人)

③坂井市をどのようなまちにしたいか

坂井市をどのようなまちにしたいかを尋ねたところ（3つまで選択）、「犯罪や事故のない安全で安心なまち」が42.4%で最も高く、次いで「道路や公共交通が快適で便利なまち」が41.2%となっています。



(回答者数 1,981 人)

2-4 坂井市総合計画に必要な視点

坂井市が目指すべき将来像やその達成のために必要な基本的施策の方向性を検討し、施策の指針を定めるにあたり、全てにわたって共通して大切にすべき事柄を、3つの視点として整理します。

(1) 坂井市を担う「ひと」を育てる視点

「まちづくりは、ひとづくり」と言われるように、まちの魅力を磨くのも、利便性を高めるのも、互いに助け合って暮らすことも、その主役は「ひと」です。

市民一人ひとりが、地域に対する理解を深め、相互に協力することで、協働のまちづくりをさらに一歩前へ押し進めることが重要です。

そのためには、坂井市の未来を担う次世代が健やかに育つ環境を地域ぐるみで整え、コミュニティとの関わりを通じて坂井市に誇りや愛着をもった担い手を育てる視点が必要です。

(2) 坂井市の「住みよさ」をさらに高める視点

坂井市は、内外から「住みよさ」に定評を得ています。

今後も、人口減少や少子高齢化が進展する中で、新たな情報通信技術の導入や、地域コミュニティの充実、時代に適した支援制度の創設などにより、子どもから高齢者までだれもが安心し「住みよさ」を実感できる坂井市の住環境を実現し、市外からも「住みたい」と思えるまちを目指すとともに、将来にわたって豊かな自然環境や心安らぐ風景を引き継ぐことが重要です。そのためには、人口規模に合わせた持続可能なまちづくりに向けて、坂井市全体の最適化を図る視点が必要です。

(3) 坂井市の「多様性」を活かして発展していく視点

坂井市は、それぞれ固有の歴史と文化を背景に、特徴や個性豊かな地域から成り立っています。各地域のまちづくり協議会では多様なまちの特性を活かした取り組みが重要です。

また、グローバル化や個人の価値観が尊重される社会が進展する中、多様な立場や考えを持った人が力を合わせ、活力を生み出すことで、生き生きと生活できる共生社会を実現することが重要です。

各地域の個性を活かして、魅力を高めることに加え、様々な形で地域間や世代間、コミュニティ間などの交流・連携を促し、まちづくりの知恵や手法を共有することで、相乗効果によって発展していく視点が必要です。

